

## 資金決済法に基づく情報提供

令和3年施行の改正資金決済法に基づき、当社の前払式支払手段（FOODIES CLUB カード及びハットリー商品券）について、お知らせ致します。

### 1．利用者資金の保全方法

資金決済法第14条第1項の規定の趣旨：前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法第31条第1項に規定する権利の内容：万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・発行保証金保全契約

発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称：

当社は下記の金融機関と発行保証金保全契約を締結しています。

- ・株式会社宮崎銀行

### 2．無権限取引への対応方針

FOODIES CLUB カードについて

- (1) FOODIES CLUB カードが紛失・盗難により再発行された場合、当社による FOODIES CLUB カードの利用停止措置が完了した時点の電子マネー残高が再発行された FOODIES CLUB カードに引き継がれるものとします。
- (2) 会員が FOODIES CLUB カードの紛失・盗難を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、電子マネーを第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 会員が紛失・盗難届出時に電子マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難した FOODIES CLUB カードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

ハットリー商品券について

ハットリー商品券を盗難、紛失等により第三者に利用された場合、当社はその責任を負いません。